

## 長久手市高齢者運転免許自主返納事業実施要綱

### (目的)

第1条 長久手市高齢者運転免許自主返納事業(以下「事業」という。)は、高齢者による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内のものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定によりすべての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許に係る運転免許証を返納することをいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき長久手市の住民基本台帳に登録されている者で、運転免許証の自主返納日から起算して1年以内の満65歳から満74歳の者とする。

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は、前条第2号に該当する者に対し、Nーバス回数券6冊(6,600円分)を1回に限り交付することとする。

### (利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、対象者であることを確認できるものを提示し、長久手市高齢者運転免許自主返納事業利用申請書(様式第1号)及び警察署が交付する運転免許の自主返納を確認できる書類(自主返納日の記載があるものに限る)の写しを市長に提出しなければならない。ただし、同一住所に居住する親族(住民基本台帳に記載のある親族)が代理申請する場合は、代理申請者であることを確認できるものを提示することで申請できるものとする。

### (券の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受理し、利用の決定をしたときは、第4条の規定によるNーバス回数券を交付するものとする。

### (再交付の禁止)

第7条 Nーバス回数券を紛失又は汚損した場合等について、再交付は行わないものとする。

### (譲渡の禁止)

第8条 対象者は、Nーバス回数券を他の者へ譲渡できないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 長久手市高齢者運転免許自主返納事業利用申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住所

氏名

続柄 本人・配偶者・親族（ ）

電話（ ）

長久手市高齢者運転免許自主返納事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
なお、同要綱を遵守します。

### 記

対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
代理	上記利用者からの依頼に基づき、代理で申請・受領するものです。 氏名 _____	

添付書類：警察署が交付する運転免許の自主返納を確認できる書類（自主返納日の記載があるもの）